

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例 及び同条例規則の改正案について

令和 7 年 9 月 1 7 日

苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課

1 条例の概要

苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例及び同条例規則は、ごみ処理施設である沼ノ端クリーンセンターに隣接する苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧（現：JFEリサイクルプラザ苫小牧）の施設設置の条例及び同条例規則として平成 1 1 年 4 月 1 日に施行されました。

これまで、この条例及び同条例規則に基づき、施設の運営を行ってきました。

条例における施設の設置目的

ー苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例 第 1 条抜粋ー

廃棄物の再利用及び再生利用並びに減量について、市民の意識の啓発を図るとともに、市民による自主的活動の支援等を行い、資源循環型社会の形成に資するため

2 施設の概要

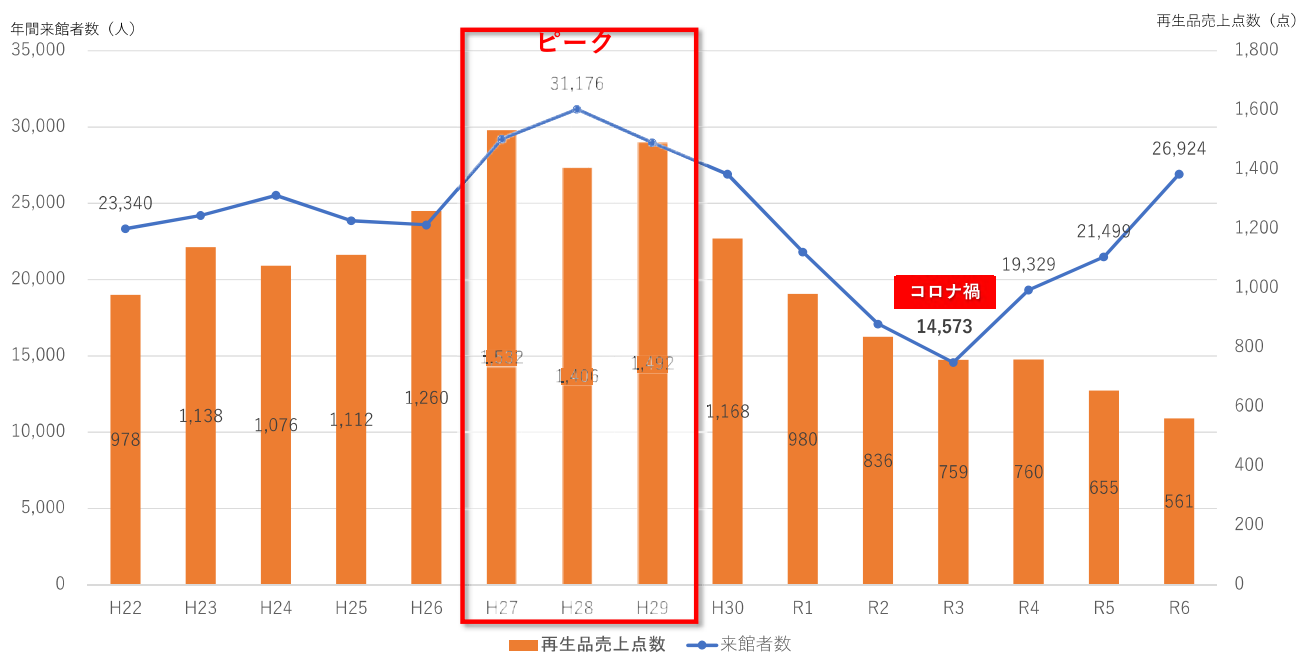
JFEリサイクルプラザ苦小牧（令和3年4月よりネーミングライツ導入により本名称を使用）



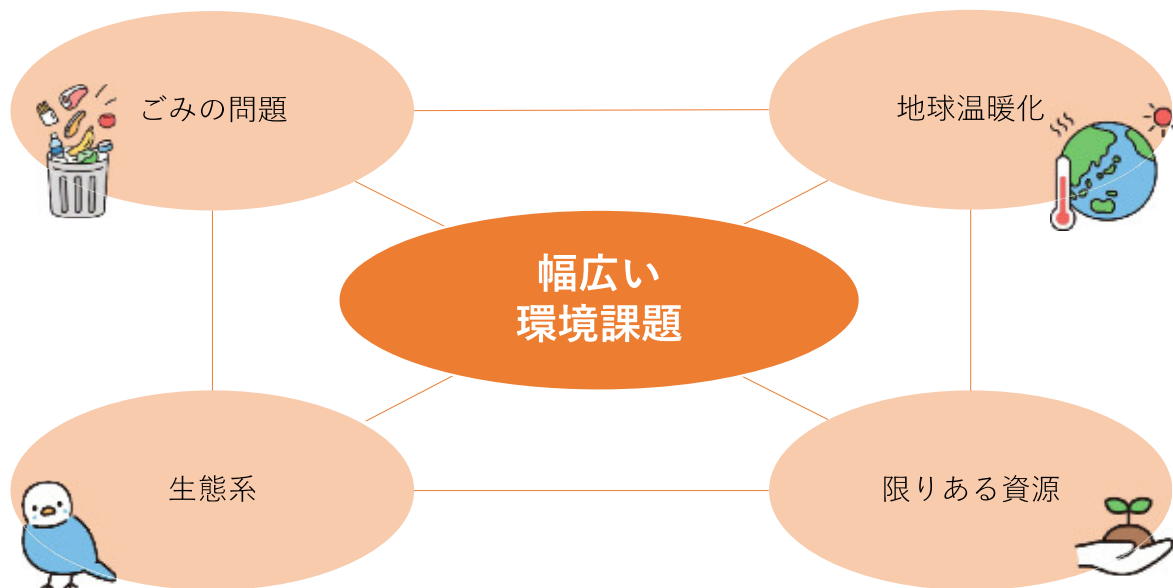
開設	平成11年4月
構造	鉄骨造 地上2階建
延床面積	2347.5㎡
施設内容	事務室、市民工房1～3、環境情報室、修理室、展示室、エントランスホール、拠点回収コーナー、大会議室、小会議室等
条例における実施事業	① 市民の体験学習に関すること ② 講座、研修会等の開催に関すること ③ 市民による、自主的活動の場の提供及び支援に関すること ④ 再生品の展示及び提供に関すること ⑤ 図書、資料等の収集及び提供に関すること ⑥ その他市長が必要と認める事業

2 施設の概要

- 直近15年間の年間来館者数及び再生品売上点数の推移



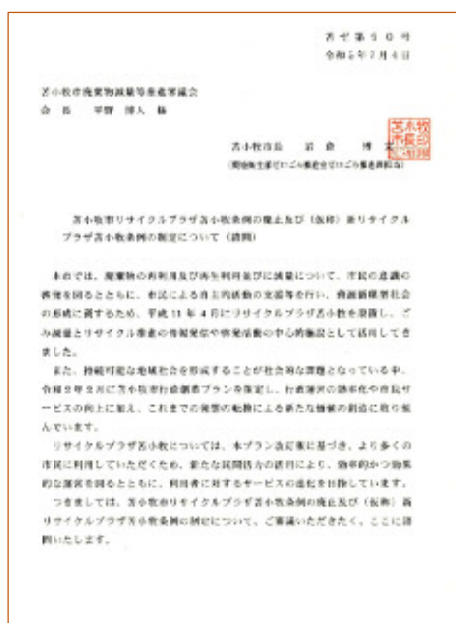
3 改正の背景



全てが密接に関連していて、時代変化に応じて取り組むべき課題も変わっていく

4 これまでの経緯

令和5年7月4日 第15次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会において諮問



- これまでリサイクルプラザ苫小牧では、ごみの減量とリサイクル推進の情報発信や啓発活動の中心的施設として活用してきた。
- 持続可能な地域社会形成が社会的課題であり、本市では新たな価値の創造に取り組んでいる。
- より多くの市民に利用していただくため、新たな民間活力の活用や利用者に対するサービスの進化を目指している。

4 これまでの経緯

令和5年11月16日 第15次苫小牧市廃棄物減量等推進審議会より答申。

諮問内容について妥当なものであると答申を受けるとともに、以下のとおり提言があった。

施設の設置目的	脱炭素社会等の実現に向けた持続可能な地域社会を形成するため、従来の設置目的に加え、環境問題やSDGsなどの時代変化に応じた課題に対して、施設を利活用することを目指すべき。
施設の機能	● 環境情報等を様々な手法を用いて発信できる機能 ● 子どもから大人まで幅広い年代が体験などを通じて、環境問題等を身近に感じ、意識できる機能 ● より多くの幅広い市民が気軽に集い、交流拠点となるような機能
施設の事業	● 幅広い環境テーマに対し、市民が楽しみながら、体験等を通じ、自ら考え行動することができる教育機会の提供 ● 環境問題等に関心や理解を深めることができる講座や講演会の開催 ● 施設の特徴を活かし、引き続きごみの減量やリサイクルの推進について発信できる事業
運営手法や料金制度	● 更なる市民サービスの向上を目指し、指定管理者制度を導入することについても検討が必要 ● 小中学校の授業における利用については減免をするなど、環境教育の推進に向けた配慮についても検討が必要 ● 新たな施設設置目的と異なることから、施設名称についても検討が必要

4 これまでの経緯

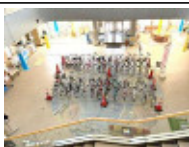
答申に際し受けた提言を踏まえて、以下のとおり検討した。

施設の名称	苫小牧市環境学習交流施設
設置目的	市民が、廃棄物の再利用、再生利用及び減量並びに環境の保全について関心や理解を深め、主体的に脱炭素社会の実現及び持続可能な地域社会の形成に取り組むことを推進し、地域交流の促進を図ることを目的とする。
実施事業	環境学習の推進、各種講座・講演会の開催、地域交流の場の提供、再生品・再利用品の展示及び提供、並びに環境情報の発信に関する事業等を実施する。
運営手法	指定管理者制度の導入に当たっては、躯体や設備の大規模な修繕を行う必要があることから当面の間は直営で運営する。

4 これまでの経緯

料金制度

貸館を可能とし、下表のとおり使用料を設定する。ただし、営利目的で使用する場合は、3倍に相当する額とする。

使用区分		時間区分	午前 (9-12時)	午後 (12-17時)	1日 (9-17時)
屋内施設	市民工房 1		700円	1,100円	1,800円
	市民工房 2 市民工房 3		300円	600円	900円
	エントランス ホール		1,900円	3,200円	5,100円

4 これまでの経緯

料金制度

使用区分		時間区分	午前 (9-12時)	午後 (12-17時)	1日 (9-17時)
屋内施設	大会議室		1,500円	2,500円	4,000円
	小会議室		500円	800円	1,300円
屋外スペース（利用者駐車場等）			1㎡あたり 60円		
屋外スペース（緑地帯のみ）			5,000円		

4 これまでの経緯

答申に際し受けた提言に基づき、以下のとおり検討した。

使用料	貸出用備品については、1回につき3,000円を超えない範囲で、下記のとおり使用料を設定する。		
	備品	単位	使用料
	75インチLED液晶モニター（エントランスホール用）	1台	1,000円
	ポータブルマイク	1式	500円
	システムパネル	1枚	50円
	イーゼル	1台	30円
- 小中学校の授業における利用などは減免要綱を別途定める。 - 指定管理者制度を導入する場合には、指定管理者は、条例及び規則で定める使用料の範囲内で利用料金を設定する。			



苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例及び同条例規則を改正し、
「環境学習交流施設」として運用を目指す

5 改正案

現行条例（抜粋）	改正案
苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例	苫小牧市環境学習交流施設条例
（設置） 第1条 廃棄物の再利用及び再生利用並びに減量（以下「廃棄物の再利用等」という。）について、市民の意識の啓発を図るとともに、市民による自主的活動の支援等を行い、資源循環型社会の形成に資するため、苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧（以下「プラザ」という。）を苫小牧市字沼ノ端2番地の25に設置する。	（設置） 第1条 市民が、 廃棄物の再利用、再生利用及び減量並びに環境の保全について関心や理解を深め、主体的に脱炭素社会の実現及び持続可能な地域社会の形成に取り組むことを推進し、地域交流の促進を図る ため、苫小牧市環境学習交流施設（以下「環境施設」という。）を苫小牧市字沼ノ端2番地の25に設置する。
（事業） 第2条 プラザは、廃棄物の再利用等に関する次の事業を行う。 (1) 市民の体験学習に関すること。 (2) 講座、研修会等の開催に関すること。 (3) 市民による自主的活動の場の提供及び支援に関すること。 (4) 再生品の展示及び提供に関すること。 (5) 図書、資料等の収集及び閲覧等に関すること。 (6) その他市長が必要と認める事業。	（事業） 第2条 環境施設は、次の事業を行う。 (1) 環境学習の推進 に関すること。 (2) 講座、研修会等の開催に関すること。 (3) 地域交流の場を提供すること。 (4) 再生品及び再利用品の展示及び提供に関すること。 (5) 環境の保全に関する情報の収集及び閲覧等に関すること。 (6) その他市長が必要と認める事業。

6 今後のスケジュール

令和7年 9月17日 条例及び規則改正案について市民説明会を実施
10月 1日～11月1日 パブリックコメントを実施（32日間）

■資料配布場所

ゼロごみ推進課、市役所2階市民情報コーナー
勇払出張所、沼ノ端出張所、COCOTOMA
植苗ファミリーセンター、各コミュニティセンター

■提出方法

意見提出フォームを利用
または、意見書を電子メール、郵送、ファックス、
直接持参にて提出

12月 苦小牧市議会へ条例改正議案提出
令和8年10月 **環境学習交流施設**として改正条例に基づく運用開始